

意見書案第 8 号

改正出入国管理及び難民認定法の廃止を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

令和 5 年 6 月 26 日

川崎市議会議長 青木 功雄 様

提出者	川崎市議会議員	宗 田 裕 之
	〃	井 口 真 美
	〃	渡 辺 学
	〃	石 川 建 二
	〃	後 藤 真左美
	〃	小 堀 祥 子
	〃	市 古 次 郎
	〃	齋 藤 温

改正出入国管理及び難民認定法の廃止を求める意見書

政府は、令和３年の通常国会で廃案になった改正出入国管理及び難民認定法について、３か月ごとに必要的に収容の要否を見直す旨の規定を創設し、監理措置制度における監理人の定期報告義務を削除するなど、一部修正を加え、本年３月７日に新たな改正出入国管理及び難民認定法（以下「改正入管法」という。）を提出、参議院本会議で本年６月９日、賛成多数で可決成立させた。

しかし、収容の要否の見直し規定については、収容の要否を裁判所等の第三者に審査させるものではなく、当事者たる所轄庁が自ら検討し、判断するものとなっていることに加え、定期報告義務の削除についても、主任審査官が求めた場合には監理人に報告義務が別途課されるものであることから、いずれの修正も不十分であると言わざるを得ない。

また、退去強制対象者の収容期間に上限が存在しないことから、自ら出国の意思を示さない限り収容が継続されてしまうため、これに起因して平成１９年以降で少なくとも１８人が収容中に亡くなっており、令和３年３月には、名古屋出入国在留管理局の収容施設で起きたスリランカ人の死亡事件が大きく報道されたところである。

そもそも、令和３年における我が国の難民認定数は７４人、認定率は０．７％であり、比較的難民認定に厳しいとされるフランスでも同年の難民認定数は３２，５７１人、認定率は１７．５％となっているなど、諸外国と比較して著しく低くなっている。

難民認定については、難民該当性判断の手引を踏まえて適正に判断するとあるが、難民審査は申請者に詳細な主張・立証を求め、民主化運動のリーダー格でなければ迫害されるおそれを認めないなど、極めて限定的な基準になっており、難民等の要保護性を判断する難民審査と、不正調査や収容・送還を主な業務とする入国審査を同じ組織の下で行うことは構造的な矛盾にほかならず、事実上の強制送還ありきとなっている改正入管法は、外国人の人権侵害を拡大するものであり、国際人権法にも違反していると言わざるを得ない。

さらに、政府が改正の根拠としていた、令和３年４月の衆議院法務委員会における、申請者に難民がほとんどいないという趣旨の柳瀬房子難民審査参与員の発言については、同氏に審査件数の約２５％が集中し、審査の正当性自体に疑義が生じるなど、根拠が曖昧なまま強行して成立した改正入管法をめぐって、様々な問題点が浮き彫りになっている。

よって、国におかれては、改正入管法を即時廃止するよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
法務大臣